

(別記第 2 号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）についての意見募集結果

令和元年 6 月 5 日 ～ 令和元年 7 月 5 日

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方※ |
|---|--|
| 13 歳未満の青少年に自画撮り画像を求める行為は、強制わいせつ未遂に該当し、既に国法で厳重に対応されている。 | 本規制は、13 歳未満の青少年に自画撮り画像の提供を求める行為の内、強制わいせつ未遂に該当しない行為を規制するものであるため、国法との関係に問題はないと考えております。 D |
| 18 歳未満の青少年に自画撮り画像を求める行為は、一律に無条件で規制した方が良いのではないか。 | 青少年の自画撮り被害につながり得る要求のうち、特に悪質なものに罰則を適用することとしました。 該当しない要求行為につきましては、青少年や保護者等への広報啓発等により、被害の防止を図ってまいります。 D |
| L I V E 中継などで服を脱ぐなどの行為を促し、それを動画や写真などで保存する場合もあるので、L I V E 中継などで促す行為も規制して欲しい。 | 本規制は、被害事例が多く社会問題となっている、青少年がだまされたり脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールや SNS 等で送信させられる、「自画撮り被害」を防止することを目的としています。 C |
| 卑わいな姿態等を描写した場面が含まれるものは、時間にかかわらず有害図書類として扱うべきではないか。 | 過度な規制となることのないように、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上となるもの及び知事の指定したゲームソフト審査団体が青少年の視聴を不相当としたものに限定しております。 D |
| 「ゲームソフト審査団体が小学校第 4 学年以上、18 歳未満の視聴を不相当としたもの」を有害図書類とすべでではないか。 | 小学校第 4 学年に当たる青少年の視聴が不相当なゲームソフトにつきましては、その下の年代の青少年にとっても視聴が不相当なものであると考えております。 D |
| ゲームソフトの規制に異論はないが、過大評価によって、健全な経済活動を阻害することがないように願いたい。 | 健全な経済活動を阻害することがないように、条例の適切な運用に努めてまいります。 C |

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

| | |
|---|-------------------------------|
| A | 意見を受けて案を修正したもの |
| B | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| C | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| D | 案に取り入れなかったもの |
| E | 案の内容についての質問等 |

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課
(青少年グループ)

電話 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1

内線 2 4 - 1 7 1